

令和05年度 委託

設計書

(当初設計)

業務番号

業務名 夜間花火啓発業務委託（西地区）

履行場所 明石市 江井島海岸から西岡海岸まで

工 種

総括情報表

単価適用年月日	0-05.01.01(0)		
旅費交通費率計上	今回 02 自動率計上しない	前回	

工事費内訳書

頁0-0002/0005

	費目・工種・種別・細目	数	量	単 位	単 価	金 額	備 考
業務委託費							
啓発業務							
啓発業務							
海岸利用啓発業務							
	夜間啓発業務（2人体制） 21時から翌4時 実働 6 時間15分	47		日			施工 第0-0001号内訳表
	夜間啓発業務（4人体制） 21時から翌4時 実働 6 時間15分	13		日			施工 第0-0002号内訳表
直接費計（道路台帳）	旅費×、電子○						
純調査費							
諸経費				式			

夜間花火啓発業務委託（西地区）

仕様書

1 業務目的

海岸利用者が多くなる季節を迎えるにあたり、現地に啓発誘導員を配置し、海岸利用者に対し海浜の利用及び海浜利便施設に関して規定している「明石市海浜の利用並びに海浜利便施設の設置及び管理に関する条例」（以下「海浜利用条例」という。）、及び「明石市の環境の保全及び創造に関する基本条例」（以下「環境基本条例」という。）の趣旨を啓発・浸透させることにより、マナーの向上と適正化を図る。

2 業務場所

【夜間啓発業務】

江井島海岸、西岡海岸など（別紙1で示す範囲）

3 履行期間

令和5年4月3日（月）から令和5年9月30日（土）まで

○啓発実施期間については下記のとおりとする。

令和5年6月3日（土）午後9時から令和4年9月1日（金）午前4時まで

4 業務概要

【夜間啓発業務】

（1）業務内容

①花火の行為者について

- ・午後10時以前は、他の海岸利用者及び近隣住民の迷惑とならないよう指導・啓発するとともに、環境基本条例の趣旨等を記載したチラシを配布し啓発すること。
- ・午後10時以降は、花火行為者等に対し中止するよう指導すること。再三にわたる指導にも応じず悪質と判断される場合、啓発誘導員は警察へ通報するとともに、業務責任者へ報告すること。業務責任者は、速やかに市担当者まで連絡すること。

②海浜利便施設内で火気を使用している者、又は海浜利用条例に規定するバーベキュー等禁止区域でバーベキューをしている者に対し中止するよう指導すること。再三にわたる指導にも応じず上記の行為を止めない場合、啓発誘導員は警察へ通報するとともに、業務責任者へ報告すること。業務責任者は、速やかに市担当者まで連絡すること。

③海岸利用者に対し、ゴミの持ち帰りなど利用マナーについて啓発するとともに、海岸利用者が自ら出したゴミを海岸及び海浜利便施設内に投棄した場合、又は、投棄しようとしている場合は、持ち帰るよう指導すること。現地備え付けゴミステーションに投棄した場合、又は、投棄しようとしている場合も同様とすること。

④啓発誘導員は、業務場所を巡回し啓発指導を行いながら、ゴミ・炭・花火の燃え殻等を拾い集めること。収集したゴミ等は、備え付けゴミステーションに投棄すること。清掃に必要な資材（軍手、ゴミ袋、火箸等）は、市が提供する。

⑤他の者の迷惑となるような行為（大声で騒ぐ、犬の放し飼い、犬の糞の放置等）を発見し

た場合は、その行為者に是正するよう指導すること。また、砂浜・護岸等において、火気を直火で使用している場合は、砂浜等を汚損するため中止するよう指導すること。

- ⑦各海岸の利用状況を調査すること。
- ⑧近隣住民からの通報等により現場を訪れた警察官に対しては、可能な範囲で情報交換を行い、花火行為者を発見した場合は、協力して現場対応にあたること。
- ⑨本業務従事中に、業務場所において、警察官・救急隊員等が緊急事案で来場した場合は、可能な範囲で情報収集にあたり、市担当者と連絡が取れるよう連絡体制を構築すること。なお、知り得た情報は業務日報へ記載すること。
- ⑩その他、業務場所及び日時に対し、市から変更等の指示があった場合は、その指示に従うこと。なお、天候等により業務が中止となる場合は、事前に市担当者と協議し、その指示に従うこと。

(2) 業務時間及び業務人数

午後 9 時から翌日の午前 4 時 (休憩 45 分を含む。) ※実働 6 時間 15 分

下表 ①の期間 (2 人)

下表 ②の期間 (2 人)

下表 ③の期間 (4 人)

①	6/3、4、10、11、17、18、24、25	計 8 日
②	7/1、2、8、9、15～21、24～28、31、8/1～4、7～10、16～18、21～31	計 39 日
③	7/22、23、29、30、8/5、6、11～15、19、20	計 13 日

(3) 業務方法

【①の期間】

西岡海岸について、1 班 2 名体制で巡回パトロールを行う。

夜間花火禁止区域の砂浜を徒歩にて巡回する。

【②の期間】

江井島海岸～西岡海岸について、1 箇所あたり 1 班 2 名体制で巡回パトロールを行う。

夜間花火禁止区域の砂浜を徒歩にて巡回し、夜間花火禁止区域間の移動については自転車により巡回する。

【③の期間】

江井島海岸、西岡海岸の 2 箇所について、1 箇所あたり 1 班 2 名体制で巡回パトロールを行う。夜間花火禁止区域の砂浜を徒歩にて巡回する。夜間花火禁止区域外で花火行為が発見された場合は、別紙 1 で示す区間の班が原則、指導・啓発を行う。

【上記期間の共通事項】

移動中において、花火行為、迷惑行為を発見した場合は、ただちに指導・啓発を行う。

(4) 休憩時間

休憩は勤務時間中にとるものとし、その合計時間は45分とする。

なお、休憩中であっても業務範囲内で花火の行為者を確認した場合は、現地におもむき中止するように指導する。休憩拠点は江井島海岸休憩施設とする。

【①の期間】

花火行為者がいない時間帯を利用し、休憩を取ること。2人が同時に休憩すること。

【②の期間】

花火行為者がいない時間帯を利用し、休憩を取ること。2人が同時に休憩すること。

【③の期間】

花火行為者がいない時間帯を利用し、休憩を取ること。2人が同時に休憩すること。

5 業務報告について

- ①受託者は、実施結果表（業務日報）を作成し、原則として毎日、前日分を市に報告すること。報告の方法は、FAX又は電子メールとする。
- ②受託者は、週間報告書を作成し、実施週の翌週火曜日までに市に報告すること。報告の方法は電子メールとする。ただし、市担当者の指示により、報告の方法を変更する場合がある。
- ③受託者は、実施月の月間報告書を作成し、翌月10日までに市に報告すること。報告の方法は、持参とする。

6 その他

- ①本業務で配布するチラシは、市が作成したものに限り、印刷する部数については、市と受託者が協議のうえ決定し、受託者が印刷すること。
- ②受託者は、緊急時の連絡体制表を業務実施前に作成し市の承諾を得ること。
連絡体制表の作成にあたっては、警察、市等の関係機関と迅速かつ適切に連絡体制が図れるように留意すること。また、業務の実施に際して、業務関係者へ連絡体制表の周知を図ること。
- ③業務責任者は、業務の履行状況を常に把握しておくこと。
- ④受託者は、業務に当たる者に、制服、制帽、名札等の業務に必要な被服及び物品を、貸与すること。本業務の実施においては、夜光チョッキを着用の上、誘導灯を持つこと。
- ⑤受託者及び業務にあたる者は、市が業務の実施に係る説明会等を開催する際には参加すること。
- ⑥業務中に使用する自転車等の交通用具は、受託者が準備すること。
- ⑦仕様書4に記載の業務実施日及び業務人数について、委託者・受託者協議の上、変更することがある。
- ⑧この仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、市と受託者が協議して定める。

夜間花火啓発業務（西地区）位置図



- ↔ 【 2 人体制】 6/3、4、10、11、17、18、24、25
- ↔ 【 2 人体制】 7/1、2、8、9、15~21、24~28、31、8/1~4、7~10、16~18、21~31
- ↔ 【 4 人体制】 7/22、23、29、30、8/5、6、11~15、19、20
- 巡回路 (移動経路)
- 夜間花火禁止区域